慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	林業史研究（二）：森林組合の性格とその成果について
Sub Title	A study of the forestry in Japan. Part II. The character of the forest owners' association and its in fluence.
Author	金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.6 (1954. 6) ,p.650(64)- 668(82)
JaLC DOI	10.14991/001.19540600-0064
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540600-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

林業史研究（二）

森林組合の性格とその成果について

金丸平八

一

改正森林法（明治四〇年制定の森林法を指す。以下、單に、森林法と呼稱する。）の性格が、民有林に對する國家權力の干渉[註一]を通じ、商品的山林を造出することにあつたとするならば、その影響の考察は、

(一) 森林組合の成立とその發展過程。

(二) 林野管理區分に伴ふ公有林野の整備・開發。

(三) 森林法に內包された治山治水の理念とその具體的施策竝に成果。

の諸點を中心として行はるべきものと考へる。ところで、これ等の謂はば「個別的研究」にさきだち、新しい森林法によつて齎された我が國林業の一般的變化について概觀してみやう。

まづ林木の生產量は、

「第一表・自明治三九年至明治四五年用材生產の概要」[註二]

項目／年次	總生產量	國有林生產量	御料林生產量	部分林生產量	公有・社寺有私有林生產量
	千尺〆	千尺〆	千尺〆	千尺〆	千尺〆
明治39年（1906年）	27,065	8,558	2,285	265	16,156
明治40年（1907年）	31,482	8,027	2,493	169	20,792
明治41年（1908年）	27,011	7,125	1,889	280	17,727
明治42年（1909年）	26,337	7,882	1,858	137	16,951
明治43年（1910年）	26,062	8,101	2,273	146	15,540
明治44年（1911年）	28,471	8,882	2,721	104	16,762
明治45年（1912年）	27,875	7,867	2,722	92	17,192

（本表は、農商務統計表より作成。計上單位以下切捨。）

「第二表・自明治三九年至明治四五年薪材生產の概要」[註三]

項目／年次	總生產量	國有林生產量	御料林生產量	部分林生產量	公有・社寺有私有林生產量
	千噸	千噸	千噸	千噸	千噸
明治39年（1906年）	18,987	1,581	163	16	16,907
明治40年（1907年）	18,688	2,231	182	21	16,253
明治41年（1908年）	18,529	2,020	184	38	16,286
明治42年（1909年）	19,298	1,493	170	24	17,604
明治43年（1910年）	16,961	1,598	188	28	15,145
明治44年（1911年）	16,446	1,736	182	30	14,497
明治45年（1912年）	16,878	1,689	179	28	14,972

（本表の詳細は、第一表に同じ。）

に示された如く、依然として停滯を續けてゐた。從つて林野產物の生產價格も亦、次表の如く、同樣な經過を辿り、明治四三年（一九一〇年）には我が國に於ける諸生產業の最下位へと轉落してしまつたのである。[註四]

「第三表・自明治三九年至明治四五年林野生產物價額の概要」[註五]

項目／年次	總生產價額	國有林生產價額	御料林生產價額	部分林生產價額	公有・社寺有私有林生產價額	物價指數
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	
明治39年（1906年）	65,960	9,562	839	218	55,291	
明治40年（1907年）	77,464	10,338	1,265	245	65,614	
明治41年（1908年）	84,407	11,434	1,106	364	69,501	
明治42年（1909年）	81,623	10,103	1,257	168	70,094	
明治43年（1910年）	76,569	9,806	1,651	173	64,937	
明治44年（1911年）	31,422	10,491	1,837	120	68,972	
明治45年（1912年）	84,051	10,081	1,880	121	71,969	

（本表は、農商務統計表より作成。尙、物價指數は大日本統計年鑑に據る。）

我が國林業にとつて、右に示された生產性の停滯と經濟的地位の低下とは、材木商品化の企圖を歪曲化した森林法の必然的歸結とも看做し得るであらう。乍然、かゝる傾向は、我が國林業の內包する本來的に脆弱な經濟機構―このことは、第一表及第三表にみられる林木生產の跛行的推移からも窺ふことが出來る―と、他の幾つかの外的原因―例へば、明治四一年（一九〇八年）以降、世界恐慌の渦中に捲き込まれた我が國經濟の全面的後退等[註六]―との結合によるものであつて、その責を獨り、森林法にのみ歸することは不可能である。それにも拘らず、經濟的地位の貶降によつて、我が國經濟構造に於ける林業の寄隅化が促進され、軈て、これに對する人々の關心を稀薄たらしめたことは否定出來ない。

この他方、新しい森林法の施行は、所謂「民有林」行政に一つの方向―假令、不完全であり、從つて、迂餘曲折は免れなかつたとしても―を與へたものであつた。林業に對する地方勸業費の漸增等[註七]は、その具體的反映とも考へられ、この限りに於て、明治四〇年を以て我が國民有政策の基點と解しても差支へない

然し、かゝる政策の基調は、畢竟、國家目的への盲從を强制する官僚統制＝政治權力の民有林經營に對する干渉に外ならなかつたが故に、民有林經營の基礎をなす封建的な諸關係は、近代僞裝さへも施すことなく、維持・擴大され、右の政策を遂行的する支柱として最大限に利用されることとなつた。(註八) 森林組合に於ける大山林所有者優遇策は、その最も端的な表現と思はれる約言すれば、新しい森林法は、幾多の改正にも拘らず、我が國林業を眞の繁榮へと導く基本的な理念を缺いてゐたと謂はざるを得ない。以下、夫々の問題を中心として、この點を明らかにして行くこととする。

(註一) 林業史研究(一)・三田學會雜誌・第四十七卷・第五號參照。

(註二) 「總生產量」は、森林伐採高・北海道國有林伐採高・不要存置林野及產物賣拂高・小笠原諸島國有林伐採高・官行斫伐高の合計である。但し、官行斫伐は、明治三九年、小笠原諸島國有林伐採高は明治四三年より加へられてゐる。尙、表中「部分林」とあるは、國有林野部分林規則（明治三二年—一八九五年—勅令・第三六二號）を基繩とせるものである。

(註三) 本表の詳細は、註二と同樣であるが、官行斫伐高のみ明治四〇年より加へられてゐる。

(註四) この詳細次表の通りである。尙、本表に關しては、前揭・林業史研究(一)參照。

(註五) 本表中「國有林生產價額」とは、用材・薪炭材・竹材・林野副產物・不要存置林野及產物賣拂價額の合計であり、御料林・公有及社寺私有林・部分林の夫々に就ては、

年次＼項目	(織物) 工業	鑛業	農業 生產額	農業 收穫高	農業 平均米價	水產業 (漁獲物高)	林業	物價指數
	千圓	千圓	千圓	千石	圓錢	千圓	千圓	
明治40年（1907年）	228,240	112,015	785,814	49,052	16 02	62,857	77,464	
明治41年（1908年）	242,282	105,393	791,472	51,933	15 24	65,334	82,407	
明治42年（1909年）	263,282	103,327	657,568	52,437	12 54	69,019	81,623	
明治43年（1910年）	287,580	100,253	602,959	46,633	12 93	78,286	76,569	
明治44年（1911年）	316,451	105,929	871,058	51,694	16 85	83,019	81,422	
明治45年（1912年）	337,230	130,241	1,023,032	50,222	20 37	88,731	84,051	

用材・薪炭材・竹材價額を合計した。

(註六) この點に關しては、「昨年（明治四〇年—筆者註）來財界不況の打擊を受けて新規事業の多くは陸軍兵舍の築造を除き大半見合せ若くは中止せられ、家屋の新築も殆ど中絕の有樣となりたるが故に、木材に對する需要俄に減じ木材業者の苦痛一方ならず……（傍點筆者）」（大日本山林會報・第三〇八號—明治四一年・七月號—四七頁參照。）と謂ふ記事を引用し、林業と軍事的需要との關聯を指摘するに止める。

(註七) この詳細は次の如くである。

年次＼項目	總額	山林業	農業	水產業	商工業	其ノ他
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
明治39年（1906年）	5,055	644	2,451	551	359	1,048
明治40年（1907年）	5,978	679	3,381	613	484	819
明治41年（1908年）	7,450	744	4,404	648	574	1,078
明治42年（1909年）	8,448	958	5,039	728	812	1,310
明治43年（1910年）	8,826	1,030	5,188	784	823	999
明治44年（1911年）	9,407	1,325	5,796	835	905	544
明治45年（1912年）	11,246	1,620	6,823	826	1,171	803

本表は、「府縣稅勸業費豫算決定額科目別累年比較」に據る。尙、「農業」には、普通農業・蠶絲業・茶業・畜產業が含まれ、「其ノ他」には、測候所・共進會品評會・報告及統計・其他が含まれてゐる。何れも計上單位以下は切捨。

(註八) これは、山林經營を分擔する人々乃至常雇なる名稱に總括される山林勞働者と、山林所有者との關係の中に、現在でも、隨所に見出すことが出來る。三田學會雜誌、第四七卷、一・二號、「私有林に關する試論」參照。

二

森林法改正の主旨に從へば、森林組合には、少くとも、二樣の役割が冠せられてゐたと思はれる。一つは、林木商品化促進策としての、他は、商品的山林＝美林造出の基本的組織としてのそれである。(註一) この兩者は、森林組合とこれに類似する先驅的諸組織(註二)とを分つ指標ともみられるのであるが、その兩者と雖も、森林組合に於て有した現實的な比重は、必ずしも同一ではなかつた。何故ならば、森林法は、その第六二條(註三)に於て、設立さるべき森林組合を保護・土工・造林・施業の四種類に限定したばかりでなく、更に、所謂「强制加入」の制を採ることによつて、森林組合の性格に著しい偏向を加へたからである。この結果、森林組合が、林野行政—これは、商品的山林の造出を基軸とするものである(註四)—遂行の下部組織と化すに至つたことはいふまでもない。從つて、森林組合の研究は、その變質過程に卽應しつ

ゝ、これが成果を檢討することにあるといふことが出來るであらう。

扨て、森林組合の設立に當り、山林所有者の現況—所有形態竝に經營方式等—に對する改變が豫定されてゐなかつたことは、森林法改正の審議資料(註五)に徵しても明らかである。このことは、森林組合の企圖が、現在の山林經營をそのまゝの規模で振興することに置かれてゐた一證左と看做すことが出來る。それ故、森林組合は、原則として、森林法第六二條の目的に贊成する山林所有者の發意により、所定の手續を經て自由に設立され、從つて、それへの參加も亦、純然たる自由意志に委ねられてゐた筈である。この限りに於て、森林法第六二條（以下、單に、第何條と略稱する）は、一般の山林所有者にとつて、制約的條項としてではなく、逆に、自生的發展への契機ともなり得る可能性を含んでゐたと解して差支へない。乍然、第六六・七條によつて、第六二條に關する右の解釋は一變し、同時に、森林組合の性格も急激な變貌を遂げるに至つた。この第六六・七條こそ、さきに述べた「强制加入制度」の法的根據を形成するものであつて、その全文は次の通りである。

第六六條　森林組合ヲ設立スルニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一　組合員タル資格ヲ有スル者(註六)ノ三分ノ二以上ノ同意アルコト

二　前號同意者ノ所有スル森林ノ面積カ地區內ニ於ケル森林ノ總面積ノ三分ノ二以上ナルコト

ル者ハ總テ組合員トス但シ命令又ハ定款ニ於テ加入ノ義務ナシト定メタル者(註七)ハ此ノ限ニ在ラス

ところで、まづ、第六六條に就ていへば、この條文は、單に、森林組合設立の必要條件を規定したものであると說かれて來た。(註八)然し、我が國に於ける私有林の所有狀況が、假りに、次表の如くであつたとするならば、第六六條は、森林組合成立の成否を、比較的大面積を持つ一部山林所有者の向背に賭ける結果を招いたと考へられないであらうか。(註十)

「第四表・大正一三年（一九二四年）に於ける私有林の所有面積別統計表」

區別 / 所有面積	所有者數 實數	所有者數 比率	所有面積 實數	所有面積 比率	備考
	人	%	千町歩	%	
0.5町未滿	2,732,541	59	911	9	小林業家
0.5町～1町未滿	842,048	18	782	8	〃
1町～5町　〃	733,993	17	2,298	24	〃
5町～20町未滿	207,775	5	2,319	24	中林業家
20町～50町未滿	73,658	1	1,222	13	〃
50町～100町　〃	9,927	0	620	6	小林業家
100～300　〃　〃	3,351	0	592	6	〃
300町　以上	889	0	930	10	〃
計	4,612,182	100	9,677	100	

（註）本表は、林野廳調査課編・林業統計要覽・一七頁に據る。

換言すれば、抽象的規程たる第六六條の背後には、森林組合の死命を制する大山林所有者—相對的意味に於ける—の現實的な役割が、既定の事實として横はつてゐたのである。從つて、若しも、この見解にして正しいとするならば、第六六條の意義は森林組合の中核に大山林所有者を措定し、これを通じて、林野行政の圓滑化を計らんとする林野當局の意圖を法文化した—假令、間接的であるにせよ—點にある、といはなければならない。この意味に於て、第六六條は、後に示される大山林所有者援護(註十二)＝小山林所有者從屬化の伏線的條項とも解されるのである。

次に、第六七條に關していへば、この條項が、森林組合に對する一般山林所有者の自由意志を大幅に制限した事實を續つて、幾多の解釋が行はれて來た。次に、その代表的見解を揭げやう。卽ち、一つは、極端に小規模な森林組合—特に、包括すべき林野面積に於て—の濫立を阻止する爲の措置であるとみる、謂はば、政策技術的な見解である。(註十三)他は、「森林組合の目的自身が組合員の個人的利益の獲得を主眼とするといふより寧ろ一定地域內の森林の技術的經營促進を目的とするものである點より鑑みて……森林組合は個人的利益を追求するための經營組織であるよりも先に、全體主義的公共利害を重視し、森林所有者の經濟的利益よりも森林そのものの改良を目標とするものであつて、從つてその設立も組合員の自發的意志によるといふよりも爲政者によつて與へられると云ふのが妥當した」(註十四)（傍點筆者）とする森林組合論である。然し、兩者の現段階的意義については、多くを語る必要はあるまい。むしろ、我々にとつて重要な問題は、「（森林—筆者註）組合の設立に便宜を與へ之が發展を爲さしめん」爲には、「森林組合の組織は民法上の事項たる可き」(註十五)ことを知りながらも、何故、「特に强制加入の方法を定め」ねばならなかつたか、といふことである。こゝで我々は各種森林組合の目的と性格、竝に、大山林所有者優遇策の具體的內容を振返つてみなければならない。

さきに述べた森林組合の名稱は、何れも、森林組合模範定款（明治四一年六月二七日・官報）に據つたものであつて、(註十六)それには、夫々の性格が次の如く示されてゐる。卽ち、

㈠施業森林組合とは、共有森林の各共有者が協同して主伐收益其の他一切の施業を爲すものであり、事業內容は、造林・立木竹及產物の處分・森林の保護・森林の經營と相反せざる土地の利用等である。

㈡造林森林組合とは、協同して人工造林を行ふものであり、事業內容は、植栽・手入・苗木の養成若は購入・其の他植栽に必要なる準備行爲等である。

㈢土工森林組合とは、協同して森林產物の運搬に必要なる工事を爲し且之を維持するものであり、事業內容は、木馬道・軌道

の築設・河川の疏通工事等である。

(四)保護森林組合とは、協同して森林の危害防止を爲すものであり、事業內容は、火災の防禦・盜難の防禦・害蟲其の他有害物の驅除豫防等である。

以上に據れば、森林組合が、一般山林所有者の積極的參加を誘ふ一切の措置を缺いてゐたことは明瞭である。唯、施業森林組合は、森林の所有權を組合員に殘し、收益權のみを組合に歸屬せしめたといふ點に於て、(註十七)例外的存在への可能性を孕む、唯一の森林組合であつたと稱し得るであらう。かゝる事情は、さきに述べた大山林所有者—相對的意味に於て—にとつても同樣である。勿論、彼等に對する優遇策は講じられてゐた。即ち、森林組合の運營を左右する議決權が、所有面積乃至地價金に比例して與へられてゐたことは、(註十八)その端的な表現である。然し、(註十九)これとても、森林組合費分擔の反對給付たる色彩が濃厚であり、(註二十)實質的な支援の程は誠に疑はしい。特に木材業界の不況を背景として考へた場合、この感は一段と深められるのである。これに比較すれば、むしろ、第七二條の但書によつて、强制加入の除外例となり得た中林業家の上層部及び大林業家—何れも、第四表の分類に從ふ—達は、より厚い保護を受けてゐたと看做さざるを得ない。

約言すれば、以上に述べた法的措置を通じ、一般的な經濟事情を暫く措くとしても、森林組合は、主要對象たる小規模山林所有者の自生的設立を促す具體的方途を提示するに至らず、比較的大規模な山林所有者への優遇策も亦、實質的裏付けに缺けてゐたのである。かゝる事情の下に於て、尙且、森林組合の設立を希望するとすれば、强制加入の手段を除いて、如何なる道が殘されてゐたであらうか。然し、それだからといつて、林野當局の意圖を强行するのあまり、一般山林所有者の自由意志を束縛するが如き態度は、到底容認さるべくもない。(註二十一)それあらぬか、森林組合に對し、人々は、全く無關心な態度をとつたのである。(註二十二)このことは、次の、森林組合設立狀況に於て、あますところなく映し出されてゐる。

「第五表・明治四四年に至る森林組合設立狀況」(註二十三)

設立許可年月日	名稱	地區面積	組合員數
明治四一年一〇月九日	榛名山保護土工森林組合	一七六・〇七〇八町	七二人
明治四二年一〇月五日	上大杉（石川縣）施業森林組合	一〇八・九九一八	七九
同右	下大杉（石川縣）施業森林組合	五四〇・三〇〇〇	六七
明治四二年四月二八日	松尾高宕（千葉）縣施業森林組合	七九・四〇〇〇	九六
明治四三年二月二三日	上下津具（愛知縣）保護森林組合	九九八・七〇〇五	四六五
明治四三年四月三〇日	三島（群馬縣）造林森林組合	二一七・六七〇二	二五八
明治四三年一一月二一日	東臼杵郡東海村神戸山（宮崎縣）施業森林組合	四六・九四一二	九五
明治四四年一月一一日	福浦（石川縣）施業森林組合	一一五・一一二九	九七
明治四四年八月三日	板東（德島縣）土工保護森林組合	一、八三一・二〇〇九	七二五
明治四四年八月二四日	木戸（滋賀縣）造林森林組合	一、八二三・三一一一	一七〇
明治四四年一〇月二〇日	島田（山梨縣）保護森林組合	三四八・二〇二一	一八七
明治四四年一二月二六日	坪穴（新潟縣）施業森林組合	八七・一七二七	三九
計	一一組合	五、六一二・七一〇三	二、三五〇

（註）本表は、農商務省山林局・森林組合一覽・大正四年四月刊に據る。尙、面積計は見入面積を採つた。括弧內は筆者註。更に、これを大正三年—一九一四年—度末の數字と比較すれば、その設立の遲々たる有樣は、より明瞭となるであらう。(註二十四)

年次／項目	組合數	地區面積	組合員數
明治44年度末	11	5,612・7102町	2,350人
大正3年度末	106	47,454・7807	17,226

（註）本表の詳細は、第五表に同じ。

尙、强制加入制度の採用に伴ひ、森林組合に附與された法人格に疑義を生じ、論議—公法人・私法人の二者擇一—が繰返されたことは周知の事柄に屬してゐる。乍然、この問題については、「森林組合は、水利組合の如き公法人と、民法の公益法人との中間に位するものであるが、之を私法人とする方が適當であつて、森林組合の爲したる行爲は、組合員外の者に對しては、公法上の行爲たる性質を有しないと解するのが穩當である」(註二十五)といふ一般的解釋を揭げ、敢へて、立入つた考察を如へない。

（註一）この兩者は、終局的形態を等しくするといふ理由によつて、從來、同一視されて來たのである。乍然、我が國に於ける山林の分布竝に所有狀況を考へるならば、兩者は異質的存在として認識されなければならない。いま、この點に就て、若干の說明を加へてみやう。

我が國の山林が、假りに、「農用林」と「用材林」とに區分されるとするならば、一般的には、前者が主として、「里山」に、後者が「奧山」に位置し、從つて、零細な所

有形態が集中的に存在してゐたのは、前者であつたと考へて差支へないであらう。そこで、この前提が認められるならば、材木商品化の主たる對象が用材林であつたといふ事實からして、「材木商品化」の內容は、「國家權力に支援された大山林＝奧山所有者による小山林＝里山所有者の地上權の一時的利用若しくは、全面的收用」として規定される。それ故、この場合には、小山林所有者の側に、「土地ノ使用及收用」（森林法・第四章）に基く對抗手段が、當然、殘されてゐた。乍然、「商品的山林の造出」に當つてはその主目的が、「農用林」の經濟的內容變化＝農用林の永久的喪失に置かれ、然も、これが强制的施行に對し、小山林所有者は、一切の對抗手段を缺いてゐたといふ意味に於て、「林木の商品化」とは、その具體的內容を異にしてゐたのである。尙、この說明が、極端な形式化であることを附記し、前揭・林業史研究(一)の參照を切に希望する。

（註二）　改正森林法の發布以前、地方廳が、農商務省の許可を受けて制定した「林業組合規則」・「重要物產組合法」（明治三三年―一八九九年―・法律第三五號）等に基き形成された諸組合を指す。例へば「吉野材木產業組合」（明治一九年―一八八六年―設立）等である。これに關しては、松波秀實・明治林業史要・大正八年一一月刊・一八九～九三頁參照。

（註三）

第六二條　森林組合ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ必要ナル事業ヲ爲ス爲一定ノ地區ヲ限リ之ヲ設立スルコトヲ得

一　國土保安ノ爲又ハ森林ノ荒廢ヲ防止シ若ハ荒廢セル森林ヲ回復スル爲必要ナルトキ

二　森林カ所有者ヲ異ニシ協同シテ施業ヲ爲スニ非サレバ其ノ利用ノ目的ヲ達スルニ困難ナルトキ

三　森林產物ノ運搬ニ必要ナル工事ヲ爲シ又ハ之ヲ維持スル爲關係者ノ協同ヲ必要トスルトキ

四　森林ノ危害防止ニ付關係社ノ協同ヲ必要トスルトキ

（註四）　前揭・林業史研究(一)・參照。

（註五）　衆議院森林法改正法律案委員會議錄竝に、衆議院議事錄を指す。

（註六）

第六五條　森林組合ノ組合員ハ其ノ地區內ニ於ケル森林ノ所有者ニ限ル

（註七）　森林法施行規則（明治四〇年一二月二六日・農商務省令第二一號）

第三六條　御料林又ハ國有林ニ付テハ帝室林野管理局又ハ政府ハ獨立シテ經營スルヲ不便ナリトスル場合ヲ除クノ外森林組合ニ加入スルノ義務ナキモノトス

前項以外ノ森林ニシテ試驗、演習等特殊ノ目的ニ供セラレ若ハ面積廣大ニシテ獨立經營ノ方法確定シ其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ地方長官之ヲ協同經營ニ屬セシムルノ必要ナシト認メタルモノニ付テハ其ノ森林所有者ハ森林組合ニ加入スルノ義務ナキモノトス

註八）　薗部一郎・山林法（新法學全集・第三三卷・昭和一五年五月・日本評論社刊）・三六―四一頁參照。

（註九）　前揭・註七より、私有林に限定するも大過なしと認定した。尙、社寺有林に關しては據るべき資料を缺いてゐる爲、その詳細は不明であるが、農林省山林局・「社寺林の現況」（發行年月不詳）に基き、概要を左に揭げる。

「社寺總數、境內面積並社寺有林面積」

一、神社

	數	
社		一〇六、五二二
境內總面積		二五、一二四町
一社平均		〇・二三町
社有林總面積		五八、七〇七町
一社平均		〇・五五町

二、寺院

	數	
寺		六七、二一一
境內總面積		三、八八九町
一寺平均		〇・二一町
寺有林總面積		七四、〇六二町
一寺平均		一、一〇町

年―一九一三年―內務省令・「官國幣社以下神社其ノ他ニ關スル件」・第二章・第一二條・新ニ境內ヲ設定シ又ハ從來ノ境內地ヲ擴張セントスルトキハ左ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ス、但シ特別ノ緣故、土地ノ狀況等ニヨリ地方長官ノ許可ヲ受ケタルムキハ此ノ限ニアラス

官國幣社	五千坪	村社	七百坪
府縣社	千五百坪	招魂社	千五百坪
鄕社	千坪	其ノ他ノ神社	五百坪

次に、その經營について、

「は社寺有林の無立木地は割合拙く、……之等無立木地は造林不可能の所もあるが多くは採草地、伐採跡地等で造林可能の所もある。

社寺有林の特殊のものとして、部落有林野の統一に際し、部落より特に神社に寄附せるものもある、が主として鄕社、村社に多い。而して之等は大部分舊部落民たる氏子等によつて施業せられている。

又社寺有林中面積比較的大にして、社寺に於て直接施業する事の出來ないものは、或は府縣行造林地として、又は一部を學校林として地上權を設定してゐるものも拙くない。愛知縣鳳來寺の寺有林（約一、五八八町步）は、殆んど之の如き貸付地となつてゐる。而して、又關西地方の名刹にあつては、古來の慣行により至つて低廉なる料金によつて地方民に分割貸與してゐるものもある「傍點・括弧內筆者）

（註十）　いま、森林組合の包括する最小面積を二〇町歩と假定すれば、第四表によつて、山林所有者數は全體の九九％を占めるにも拘めるにも拘らず、所有面積の比率は六五％であつて、規定の三分ノ二を割ることとなる。從つて、森林組合の設立が、殘された人々の動向に掛ることは明白である。尙、この場合、森林組合に加入の義務を免除された人數及所有面積を控除することは勿論である。（森林法施行規則・第三三條）

（註十一）　森林法施行規則（明治四〇年一二月二六日・農商務省令第二一號）・森林法施行手續（同・農商務省訓令第三〇號）・森林組合令（同・勅令第三四八號）・森林組合登記取扱手續（明治四一年一月一六日・司法省令第一號）・森林組合模範定款を指す。尙、この詳細については後述する。

（註十二）　森林組合の設立に當り、組合員數の積極的規定が缺けてゐたことは周知の通りである。一般には、最小限三名とされてゐるが、この爲に、本文の如き解釋が生じたことは否定出ない。

（註十三）　前掲・森林法參照。

（註十四）　島田錦藏・森林組合論・昭和一六年刊・一〇五頁參照。これについては、立入つた論評を差控へるが、かゝる見解が正當視されてゐた時代のあつたことは忘れられてはならない。

（註十五）　大日本山林會・大日本山林會報・第二九九號（明治四〇年一〇月一五日刊）・特に民法第二〇六條との關係について、疑義を生じたことを附記する。前掲・山林法參照。

（註十八）　例へば、森林組合模範定款・土工森林組合定款

第二三條　組合員ニ屬スル森林ノ面積ニ依リテ各組合員ノ議決權ヲ定ムルコト左ノ如シ

一何反歩未滿　一箇
一何反歩以上　二箇
一何町歩以上　何箇

同右・造林森林組合定款

第二三條　組合員ニ屬スル森林ノ地價ニ依リテ各組合員ノ議決權ヲ定ムルコト左ノ如シ

一何圓未滿　一箇
一何圓以上　二箇
一何圓以上　何個

（註十九）　同右・施業森林組合定款

第九條　各組合員ノ有スル持分ノ割合ニ依ル

付組合員ノ費用分擔及收益分配ノ割合ハ共有森林ニ

（註二十）　第一章・註六、及び、前掲・大日本山林會報・第三〇六號（明治四一年五月一五日刊）・「小樽木材總會」（小樽木材株式會社營業不振）・「東北材木商大會」（東京材木商問屋賣捌口錢の減額決議等）・第三〇七號（同・六月一五日刊）・「木材類の相場」（豐後地方に於ける木材相場約二割低落）等不況の通信は枚擧に遑なき程である。尙、これと關聯し、明治三七・八年戰役を契機とする「記念樹乃至記念林計劃」（山發・第三九號通――牒明治三七年六月）も、民業銷沈への對應策であつたことを記してをく前掲・日本林業史要・六三四―五頁參照。

（註二十一）　ここで想起されることは、「植樹奬勵費の配布」（明治四〇年には、約七四、〇九七圓（―前掲・大日本山林會報・第二九六號、或ひは、森林法・第一二條及び「造林地免租の件」（農商務省訓令・第四號―明治四一年三月六日）等の具體性を持つ諸施策との比重が、極めて不均衡であつた事實である。

（註二十二）　森林組合の無視が、一般山林所有者の消極的反抗であつたか否かは暫く措くとしても、設立の勸奬者が林野官僚乃至これと密着する一部の「研究者」―地方的改良家等を含む一般的意味に於ける―及び、地方行政の擔當者―村長・村會議員等―に限られていたことは事實である。

（註二十三）　本表中の設立森林組合數については、前掲・森林組合論・一〇頁の數字と相違してゐるが、これには從はなかつた。

（註二十四）　この點は、前掲・森林組合論に於て、「森林法に基く組合の制定以前に既に、多くの府縣には森林組合が存在したのであるから、これが正規の手續を經て新制の組合に遷移すべきを想はるゝに拘はらず四十二年末迄に設立されたものは僅に八組合に過ぎなかつた。その理由は惟ふに、組合目的の變更に對する不滿等にあるのではなくして在來の組合が所謂睡眠組合であつて、數のみは算へるが殆んど無きに齊しきものであつた點に存するのであらう」（九頁―傍點筆者）と說明されてゐ。乍然かゝる說明を以てしては、森林組合設立の停滯性を理解することは困難である。何故ならば、そこには、森林組合の加入によつて、臺帳面積と實面積の相異（第五表參照）に基く山林所有者の不利益等所謂「森林組合規程の現實的影響乃至反映」が、完全に看過されてゐるからである。

（註二十五）　前掲・山林法・三八―九頁參照。

三

森林組合の性格が、林野當局の政策的配慮によつて決定的に支配され、從つて、その成果も多くを望み得なかつたことは、既に繰返して述べた通りである。然も、かゝる林野政策が、恰も、既定の事實であるかの如く押し進められた背後には、軍事的要請と頻發する大水害の巧な利用を基調とする林野當局の決意―これは、植民地乃至半植民地に於ける掠奪伐採を以て、增大する林木需要に對處せんとしたものである―が祕められてゐたとみることが出來る。それ故、林野政策の一環たる森林組合の性格に何等かの變化が生じたとするならば、それは、これ等

諸要因の影響に基くものと考へて差支へないであらう。以下、これ等諸要因の變移と影響について考察する。

日露戰爭によつて露呈された我が國經濟の脆弱さと、その「屈辱的終幕」とは、軍事的勢力の擡頭に十分な素地を與へることとなつた。ところで、これを林野行政との關聯に於てみた場合、兩者の關係が、馬產奬勵の對象たる放牧地を繞つて展開されたことはいふまでもない。

放牧の慣行に重大な制限を加へた舊森林法（第四二條）[註二]制定以降、これが慣行を認め、取締の緩和を求める聲は、國有林野に於て最も著しかつた。[註三]この結果、當局に於ては、「國有林野地牛馬放牧取扱方ノ件」[註四]を先頭とする一聯の法令[註五]によつて放牧地の經營に意を用ひたのであるが、何れも、使用權乃至管理權を規制するに止まり、拔本的な整備を志すに至らなかつたのである。それ故、改正森林法・第九四條[註六]も、舊法の形式的繼承に過ぎず、それ自身特徴的性格を有したわけではない。それが爲に軍事的要求は、この條項に觸れることなく、直接的目標を國有林野へと向けるに至つた。

明治四〇年五月、馬政局は、林野の拂下に關し、豫め協議すべき旨を山林局に申入れた。然し、これは、馬政局自からの要求であるといふよりも、むしろ、國有林の使用制限緩和を希ふ業者の代辯者的色彩が濃かつたのである。[註七]ところが、この要求が拒否されるや、馬政局[註八]は、これ等業者の「民業安定」を名とし、林野整理審査會を通じて、自己の主張を强行する態度に出た。この結果、從來、軍用材備蓄の見地から林野行政の支持を續けて來た軍事的勢力は、林野行政の據點である國有林經營に對して重大な脅威を與へるに至つた。明治四三年一二月、馬政局の行つた二八萬五千町歩に亘る放牧地の解放要求が、嚴大な、然も、使途不分明な林野[註九]を擁する國有林にとつて、如何なる衝擊を與へたかは想像に難くない。從つて、嘗つて、軍事的勢力との協調の上に築かれて來た森林組合制度は、逆に、この勢力の壓力から林野行政を防衛する爲の、謂はば「抵抗線」として、より以上の速度と鞏固さとを求められたのである。それは、林野當局の直接的抵抗が、畢竟、徒勞に過ぎないことを知る人々にとつて、一層切實な問題であつた。

年を追ふて規模を擴大する大水害の間斷なき來襲は、人々の間に、素朴な「治山治水」[註十]の叫びを、反射的に喚び起した。林野當局はこの聲を巧に捉へ、機を逸することなく、森林組合設立の推進力として利用したのである。勿論、我々としても、「治山治水」の必然性乃至重要性を全面的に否定するものではない。乍然、森林組合の基本的性格が、既に述べた如くであるとするならば、假令、その中に治水への努力が含まれてゐたとしても、これを直ちに森林組合の設立と結び付けることは、その本質を隱蔽し、一般山林所有者を眩惑するものと斷ぜざるを得ない。[註十一]特に、過去に於ける民間の治水事業に一顧をも與へず、[註十二]その施策も亦變轉常なき有樣であつたことは、[註十三]この間の事情を裏書きするものである。從つて、臨時治水調査委員會[註十四]の設置も、生產調査會[註十五]に對する治水に就ての諮問も、全て、森林組合設立への布石であり、同時に、當局の既定方針を軌道に乘せ林野行政の强化を狙ふ手段であつたと觀ずるのは、獨り筆者のみではあるまい。唯、この結果、治山治水の問題が、今日に至るまで、林野行政に於ける謂はば「錦の御旗」的存在にならうとは、恐らく、當局の夢想だにしなかつたところであらう。

最後に、林野當局の抱懷した林木需要への對應策について述べる。

軍事的發言權の增大が、植民地乃至半植民地資源の掠取を前提とする國內資源の保護・開發を伴ふことは周知の通りである。[註十六]唯、我が國の持つ後進性は、かゝる傾向を歪曲化し、軍事的背景の異常な擴大を招來するに至つた。換言すれば、資本による軍事力の利用ではなくして、常に、後者による前者の誘致なる形が採られ、[註十七]從つて、機會は、時の政治權力と密着する人々にのみ與へられたのである。この種の人々が、所謂「財閥」に屬してゐたことは改めて述べるまでもない。[註十八]然し、かゝる狀勢は、森林組合の形成に當り、少くとも、二點に於て當局の立場を有利にしたと考へられる。卽ち、その一つは、國內の林力增進が軍事的勢力によつて積極的支援を受けたことであり、他は、掠奪伐採による植民地乃至半植民地の低廉なる林木が、巨大な組織網を通じて商品化された爲、內地林業は尠なからざる壓迫を蒙り、その結果、何等かの裏付さへ保證されるならば、森林組合への參加も亦已むなしとする空氣が醸成されたことである。[註十九]このことは、植民地經營が安定し、それに參加する資本の分野が明確化されるに從ひ、益々顯著の度を加へて行つた。

以上に據れば、森林組合に關する客觀的情勢は、林野當局に對し、有效的措置の早急な實施を求めてゐたのである。それ故當局としても、從來の態度を續けることは、徒に、事態の紛亂を招くに過ぎないと觀じたのであらうか、明治四四年に至り、「荒廢地復舊補助規則」[註二十]・「森林組合設立奬勵規則」[註二十一]・「林第三〇一三號通牒」[註二十二]・「森林組合設立奬勵ニ關スル件」[註二十三]等を矢繼早やに發布して、森林組合の設立勸奬に努めたのである。我々は、これ等の悉くが、所謂「實際的效果」を誘ふ內容を持つてゐた點に注目すると同時に、この時以降、森林組合は新なる展開に移つたと考へてゐる。

（註一）端的にいへば、成果についての考慮は、意識的に避けてゐたとさへ考へられる。

（註二）明治三〇年（一八九七年）制定の森林法を指す。

第四二條　濫ニ他人ノ森林內ニ於テ牛馬ヲ放牧シタル者ハ二圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

（註三）このことは、かゝる要望が大林區署長―特に靑森・岩手―より提出された事實によつて裏書されてゐる。前揭・明治林業史要・二四七頁。

（註四）明治三一年十月・戊第二二八號內訓。各地方ニ於テ舊來ノ慣行ニヨリ許可ヲ得スシテ國有林野ニ牛馬ヲ放牧スルモノ有之候處森林法實施ノ今日林地ニ對シテハ同法第四

十二條ノ制裁有之最早不問ニ附スルコトヲ得ス然レトモ多年ノ慣行ナレハ一朝之ヲ嚴禁スルトキハ當業者ノ困難ハ勿論延テ該業ノ發達ニ影響ヲ及ホスヘキヲ以テ自今國土保安上支障無之箇所ニ限リ林野地トモ左ノ方法ニ據リ取扱フヘシ右内訓ス

一、國有林野ニ牛馬ヲ放牧スルノ慣行アル地方ハ放牧期限ヲ定メシメ（放牧期限ハ一ケ年以内トス）放牧料トシテ一期間一頭ニ付金五錢以上拾錢以下ノ範圍内ニ於テ地方ノ狀況ヲ斟酌シ適宜徴收ノ上許可スヘシ

但一才牛馬ハ該料金ヲ免除スヘシ

一、既ニ放牧料ヲ納入シタル牛馬ニ對シテハ其所有主ニ異動アルモ該期間重ネテ料金ハ徴收セサルモノトス

一、牛馬死亡又ハ賣却等ノ爲メ頭數減少ヲ來タシ或ハ約定ノ期間放牧セサルモ既納料金ハ還付セサルモノトス

一、前各項ノ外取締上必要ト認ムルモノハ適宜取定メ施行スヘシ

一、徴收科目ハ追テ達スヘシ

（註五）　國有林野法（明治三二年三月二三日・法律第八五號）第一一條　國有林野ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テ貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得

一　公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ

二　牧畜又ハ植樹ノ爲必要アルトキ

三　牛馬放牧ノ爲使用セシムルトキ

四　第九條*ニ依ル開墾者ノ爲ニスルトキ

五　一箇年貸付料參百圓ヲ超エサルトキ

第*九條　國有林野ハ開墾ノ成功ヲ條件トシ豫メ其ノ價格及成功期限ヲ定メ隨意契約ヲ以テ賣拂ノ豫約ヲ爲スコトヲ得

第一三條　國有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一　植樹ノ場合ニ於テハ八十年

二　家屋、倉庫其ノ他ノ建設物ノ場合ニ於テハ三十年

三　其ノ他ノ場合ニ於テハ十五年

前記ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

等を指す。

（註六）　第九四條　他人ノ森林内ニ於テ放牧シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

（註七）　前掲・明治林業史要・三四九頁。

（註八）　明治三二年四月二一日・勅令第一七九號を以て設置、その目的は、「國有林野ノ特別經營ニ關スル重要事項ニ付農商務大臣ノ諮問ニ應ス」ることであつた。尚、その委員は、

農商務省高等官		四名
内務省	〃	二名
陸軍省	〃	一名
海軍省	〃	一名
大藏省	〃	一名
文部省	〃	一名
遞信省	〃	一名

であつて、會長には勅任官を以て當てられた。これは、大正二年六月に廢止された。

（註九）　國有林野の存廢決定は、明治三二年四月・訓令第二二號・「國有林野處分調査規規定」、明治三二年八月・農商務存置第二七號・「不要好置國有林野賣拂規則」を以て始められ、大正四年七月二四日・農商務省令第一四號・「不要存置國有林野整理處分規則」及び、同年七月二九日・林發第三七七四號内訓・「不要存置國有林野整理處分手續」の制定に依て、一應の整備を完了した。

（註十）　こゝで素朴なと記した意味は、治山＝植樹とする考へ方を指すものであり、この限りに於て、現今の所謂「緑の週間」も本質的には何等擇ぶところがない。

（註十一）　反射的とは、治水に含まれた諸要因を、單純に、前記の治山と結合せしめたといふ意味である。

（註十二）　例へば、治水協會の設立（明治二三年―一八九〇年）に努力せし金原明善は、その解散に際し次の如く記してゐる。即ち、「誌上（治水雜誌―註者註）掲グル所古今中外治水ニ關スル論説紀行ハ皆實際切要ノ文字ニシテ邦人ノ熟讀スベキ者ニ非ザルナシ、然ルニ夸言空論ヲ尚ブ時勢ハ反テ實用ノ文字ヲ顧ミザル偏キアリ」、更に、埼玉縣葛飾治水會（明治二四年設立）等に無關心であつた事實を示せば十分であらう。（明治四一年・小野正弘編・金原明善略傳（未定稿）による。）

（註十三）　治水政策の無定見を示すものとして、次の諸法令を掲げよう。

明治三九年一一月・林發第三三二號内訓

桑園開墾のため國有林賣拂豫約の途を開く

明治四〇年一〇月・林發第三二二號内訓

漆畑開墾のため國有林豫約賣拂を認む

明治四〇年一〇月・林發第三三五號通牒

一團地面積三〇町以上の不要存置箇所にして樟樹造林の適地は縣の事情により要存置に組替の上貸付すへき旨を指示

明治四〇年一二年・林發第四一〇號通牒

今夏洪水地方ニ於ケル被害ノ狀況ヲ蹈査セシメタル結果ニヨレバ國土保安上ノ必要ニ基ク森林ノ開墾ノ禁止及開墾ノ許否ニ關シ其ノ取扱方法ヲ講シ置クハ最モ肝要ト存候ニ付自今森林開墾ニ就テハ大體左記ノ各號ニ準シ取扱相成度

（略）

（略）

記

一、治水及水源涵養等ニ對シ重大ナル關連アル流域ニシテ斜傾度凡二十度以上ノ土地ハ開墾ヲ制限シ傾斜度凡ソ

三十五度以上ノ土地ハ開墾ヲ禁止スル見込ヲ以テ調査スルコト

二、前項ノ場合ニ於テ基岩脆弱、土壌輕鬆又ハ崩壊地ノ周圍等ニシテ土砂崩壊ノ虞アル土地ハ前項ノ標準ニ拘ラス開墾ヲ禁止又ハ制限スル見込ヲ以テ調査スルコト

三、鉄道等物、道路、水路、鉄道等ニ危害ヲ及ホス虞アル土地ノ開墾ハ前各項ニ準リ調査スルコト

四、（略）

五、（略）

（註十四）明治四三年一一月設置。

（註十五）明治四三年三月二四日勅令第二八號を以て設置。

生産調査會官制

第一條　生産調査會ハ農商務大臣ノ管理ニ屬シ、生産ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

第二條　生産調査會ハ生産ニ關スル重要ノ事項ニ付、關係各大臣ノ諮問ニ應シテ意見ヲ開申ス

第三條　生産調査會ハ生産ニ關スル重要ノ事項ニ付、關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第四條　生産調査會ハ會長一人副會長一人及委員七十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ前項ノ定員ノ他臨時委員ヲ置クコトヲ得

第五條　會長ハ農商務大臣ヲ以テ之ニ充ツ、副會長ハ農商務大臣ノ奏請ニ依リ高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アルモノノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第六・七・八條及附則は略す。

（註十六）我が國に於ても、この傾向は、次の諸表から窺ふことが出來る。

(イ)樺太に於ける森林伐採累年比較

年次	賣拂 材積 用材	賣拂 材積 薪材	賣拂 價格	無料及無償採伐 材積 用材	無料及無償採伐 材積 薪材	計 材積 用材	計 材積 薪材	計 價格
	尺〆	噸	圓	尺〆	噸	尺〆	噸	圓
明治39年（1906年）	47,313	15,390	21,647	0	0	47,313	15,390	21,647
明治40年（1907年）	160,222 ※ 1,126	50,465	50,465	28,738	24,814	188,960 ※ 1,129	64,444	50,465 ※ 15,251
明治41年（1908年）	58,838 ※ 14,571	31,196	31,196	99,573 ※ 2,347	50,026	158,860 ※ 16,918	96,309	31,196 ※ 41,683
明治42年（1909年）	156,807 ※ 20,747	36,091	29,942	78,283 ※ 3,029	47,344	239,090 ※ 23,766	83,435	29,942 ※ 23,777
明治43年（1910年）	484,559 ※ 197,866	42,306	64,332	53,690 ※ 30,080	44,435	538,257 ※ 227,946	86,741	64,332 ※ 16,658
明治44年（1911年）	822,492 ※ 62,150	49,791	95,876	100,321 ※ 25,342	47,051	922,813 ※ 87,492	96,842	95,876 ※ 19,693
明治45年（1912年）	714,711 ※ 73,943	53,990	99,553	99,375 ※ 27,380	52,244	814,086 ※ 101,323	106,234	99,876 ※ 19,693

備考　一　材積欄内※印ハ小丸太材ニシテ本數歩分ノモノナリ

二　計價格欄内※印ハ無料採伐即免許漁業用材ト雖用又ハ公益事業ノ爲メ無償伐採シタル用材ニシテ當該年度ノ賣拂平均價格ニヨリ假リニ價格ニ換算セシモノナリ

本表は、樺太廳編纂・樺太廳治一斑・第六回・大正三年刊・一三七頁に據る。

(ロ)朝鮮より内地に移出せる木材及板（枕木を含む）の數量及價格

年次 / 品目	明治41年（1908年） 數量	明治41年（1908年） 價額	明治42年（1909年） 數量	明治42年（1909年） 價額	明治43年（1910年） 數量	明治43年（1910年） 價額	明治44年（1911年） 數量	明治44年（1911年） 價額
	立方尺	圓	立方尺	圓	立方尺	圓	立方尺	圓
落葉松材	400	240	700	1,540	328	656	497	980
其ノ他ノ木材	10,430	9,182	23,430	31,106	55,779	76,788	75,911	103,134
	平方尺		平方尺		平方尺		平方尺	
落葉松板	18,000	4,735	8,320	1,866	3,370	642	1,440	280
木製品	?	?					?	1,827

本表は、朝鮮總督府統計年報・明治四五年度・輸移出重要品價額國別（第三一七表）・三四八頁に據る。

(ハ)臺灣より内地に移出せる木材數量及價額。

年次 / 品目	明治45年（1912年） 品名	數量	價額
		斤	圓
割籐		57,310	3,433
竹材		?	2,699

丸	竹	其ノ他	鰹節	其ノ他	木材	板類	其ノ他	木材	其ノ他	竹	鰹節	其ノ他	木材
160	608	?	5	580	?	62	27	9,464	1,503	431	42,089	752	13,323
平方尺 5,330			51	平方尺 7,253			1,344			立方尺	540	52,326	1,447
			50							平方尺	2,341	845	5,330
			789							106,816	9,107		

本表は、臺灣總督府第一二～一六統計書・移出品數量及價額より作成。

（註十七）朝鮮に對する進出の先鞭となつた鴨綠江採木公司は、明治四一年五月一四日の正式調印を以て發足したものである。（鴨綠江採木公司編・鴨綠江林業史・大正八年六月刊・一四九～六〇頁）乍然、これよりさき、陸軍は既に木材廠の設置を完了してゐたものと考へられる。（前掲・大日本山林會報・第三〇八號―明治四一年七月一五日刊「木材廠襲擊さる」・「木材廠長の更迭」參照。）

（註十八）例へば、北海道に對する、三井物産（明治四四年）、住友林業（明治四一年）、王子製紙（明治四三年）、小樽木材、樺太―三井物産（明治四五年）、王子製紙（大正三年）等。朝鮮―三井合名（明治四四年）等。臺灣―藤田組（明治三一年）、三井合名（明治三八年）等。尙、これと前後して、當時既に南方に對する開發の企圖せられてゐたことを記してをく。即ち明治四四年一〇月一二日、森村市左衞門等により設立された「南亞公司」がそれである。（芥川醒・株式會社南亞公司沿革・昭和一三年刊）

（註十九）これと同時に、各地に設立された地方山林會の役割を見逃してはならない。

（註二十）明治四四年四月四日・農商務省令第一六號。

（註二十一）明治四四年四月八日・農商務省令第一五號。

（註二十二）明治四四年七月森林組合に對する低利金融の供與を、農商務・大藏・遞信の三次官より、各府縣知事・日本勸業銀行總裁・各府縣農工銀行監理官に通知す。

（註二十三）明治四四年七月・林第三九五六號、山林局長より各府縣知事に對し、森林組合に對する低利資金の融通につき指示・要請を行ふ。

（未完）

最近のソ連鐵道の現狀と政策

加藤　寛

一　概　說

ソ連の運輸交通の發達は、工業化の發展と密接に關係している。どこの國でもそうなのではあるが、特にソ連の場合には、廣大な大陸に擴がつている各種企業を結びつけるために重要なのである。例えばクズバスの石炭とマグニトゴルスクの鐵鑛とがチェルヤビンスクのトラクター工場に運ばれ、ここで作られたトラクターはウクライナ、中央アジア、極東に運ばれて農業に使用される。同時にこれらの地域は、バクーやその他の地域からトラクターのための石油をもつてこなければならない。こうしてでき上がつた農產物は、何百何千マイルも離れた町に送られていくのである。このように廣範な地域で計畫經濟をやつて行くためには當然、巨大な輸送力をもつ輸送組織が必要とされるわけである。

輸送手段には鐵道・河川・海上・自動車・航空の諸手段が考えられるが、航空輸送は輸送能力が比較的低いためまだ鐵道の發達しない僻地への輸送や至急便や醫療品輸送に使われている他は餘り重要な輸送手段となつておらない。また自動車輸送は近時道路改善とともに發達してはきたが、まだ他の輸送手段に較べると立ちおくれており近距離輸送に重點がおかれているにすぎない。海上輸送は港が一年のうち三～九ヵ月凍り、人口數の少ない所にあるため、少數の港しか活躍していない。尤も北洋航路の開拓など見るべきものはあるけれども、何よりも河川・運河の輸送が水上輸送の大部分を占めている。自然的にソ連の水路が航行に惠まれていることは勿論、運河の開拓も極めて發達している。しかし鐵道に較べて河川輸送は、運賃が安いが速度がおそいし、また河のある地域に限られる。從つて不急な容積の大きい貨物を運ぶには有用であるが、急速に發展して

〔第1表〕　貨物輸送量（百トン―キロメーター）の比較

年	1913	1922～23	1929	1932	1940	1945	1950（目標）	1950（B）	1951（B）	1952（公表）
鐵道	657	235	1,129	1,693	4,150	3,140	5,320	6,010	6,730	7,470
河川	372	129	184	251	360	185	490			944
海上	不明	不明	104	182	230	不明	510	1,070	1,200	
トラック	不明	不明	不明	11	90	不明	250			279